

自転車用ヘルメット購入補助事業の実施について

本年4月1日の改正道路交通法の施行により、すべての年代の自転車利用者は自転車用ヘルメットの着用が努力義務化された。一方、ヘルメットの着用はいまだに浸透していない状況にあることから、自転車利用時における区民の安全確保と、交通安全意識の向上を目的として、本事業を実施する。

1 事業内容

区民が事業協力店で自転車用ヘルメットを購入する際、販売価格から2,000円を割り引いた金額で購入できるよう、補助する。

(1) 補助期間

令和5年7月10日(月)から令和6年3月31日(日)まで

(2) 対象者

中野区在住者

(3) 補助金額、数量

- ・ ヘルメット購入費用のうち、2,000円を上限として補助する。
- ・ 予定数量3,000個

(4) 対象ヘルメット

SGマーク(一般財団法人製品安全協会)などが付された安全基準を満たすもの
(他にJCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークなどがある)

(5) 事業協力店

区内の自転車販売店等で区が指定した店舗
(自転車点検整備助成事業協力店 23店舗)

※ 区は、事業協力店に対して販売個数に応じた補助金相当額を支払う。

(6) 購入方法

区内の事業協力店店頭で中野区在住であることを示す身分証明書等を提示し、指定の申込書を記入することにより、店頭販売価格から上限2,000円を割り引いた価格でヘルメットを購入する。

2 周知方法

区ホームページ、区報(7月20日号)への掲載。区内公共施設及び学校、事業協力店等、計180箇所にポスター、チラシを配布する。

3 その他

今後、警察等の関係機関と連携した交通安全キャンペーンや自転車安全利用講習会等を通じて、自転車事故におけるヘルメット着用の有効性や、本事業について区民に広く啓発していく。